

## 免除を受けられる範囲（戦傷病者手帳用）

区分	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由
本人 運転	特別項症～ 第4項症	特別項症～ 第4項症	特別項症～ 第4項症	特別項症～ 第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第6項症・ 第1款症～ 第3款症	特別項症～ 第6項症・ 第1款症～ 第3款症
生計同一者 ・ 常時介護者 運転	同上	同上	同上	同上	同上	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第4項症

区分	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害
本人 運転	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第3項症	特別項症～ 第3項症
生計同一者 ・ 常時介護者 運転	同上	同上	同上	同上	同上	同上